

川崎市立川崎高校学校(定時制)いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

- ・教育基本法、いじめ防止対策推進法
- ・高等学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

学校教育目標
 「こころ豊かな人になろう」

- 自分の良さを伸ばし、将来の夢を見つめて、自分探しに取り組もう
- 自ら知識を求め、追究する過程を大切に、新たな課題に取り組もう
- 他を認め、思いやる心をつちかい、人類共通の課題に取り組もう

学校経営方針

- 1 学習指導・生徒指導・進路指導・キャリア教育の一体化による生徒それぞれの自己実現を促す
- 2 安全・快適な教育環境の整備
- 3 適正かつ効率的な学校事務の遂行
- 4 教職員の資質・能力向上と学校組織の活性化

教育目標が目指すもの

- 生徒にとって入学して良かった、学ぶことが楽しいと感じられる学校
- 教職員にとって教える喜びを味わえる学校
- 保護者や地域にとって魅力的で親しみを持てる学校

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域			
① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
○一人ひとりの進路目標（自己実現）の達成に向け、基礎・基本の定着を図る。 ○主体的な学びと学習習慣の確立	○お互いに違いを認め合い個性を尊重する精神を育むとともに心身の調和のとれたたくましさ豊かな感性を育む ○異年齢を含む集団活動を通して幅広い社会性、協調性、豊かな人間性を育む	○魅力ある体育・文化活動を通して、心身の調和のとれたたくましさ豊かな感性を育む ○基本的生活習慣の確立とともに健やかな体を育む	○学校情報を発信するとともに学校評価を活用して学校全体の教育力を高める

短期学校経営目標（今年度の重点目標）			
○言語活動の充実 ○基礎・基本の徹底を図るとともに、個々の進路希望に対応した学習支援や進路情報を提供する	○教育相談の推進 ○人間的な心のふれあいや感動体験活動等を通じ、お互いを尊重する精神、善悪を判断する力及びいじめは絶対に許されないという意識を育む。また原発事故等でふるさとを離れ避難している方々のことを理解し、共に支え合いながら学校生活を送っていこうという精神と寄り添う気持ちを育む	○学校行事・ロングホームルーム・生徒会活動を通して、心身の調和のとれたたくましさ豊かな感性を育む。 ○体育的、文化的行事を通して主体性、社会性、協調性を育む	○保護者の方が公開授業等の学校行事に参加しやすい環境づくりに取り組む

重点に係る具体的な取組			
○学習習慣の確立と基礎・基本の徹底、主体的な学びを促す学習指導の展開 ○各教科等の公開授業、研修会を通して、指導力を高める授業改善の取組の推進	○教育活動全般を通して、他者を尊重する精神を育て、人権尊重の精神を培う ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築	○望ましい集団活動を通して、学校生活の充実・向上を図る指導の展開 ○基本的生活習慣、心身の健康の保持による生活規律の確立	○学校ホームページの更新促進、内容の充実を図り、学校情報の積極的な発信に取り組む

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立て

を指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長（田中）、教頭（石川）、総括教諭（新井）（田丸）（濱野）
生活指導主任（田丸）、総務主任（新井）、学務主任（木下）
学年主任（1学年 大谷）、（2学年 木下）、（3学年 濱野）、（4学年 田丸）
特別活動主任・部活動顧問責任者（木口）、学校評価（学務部）
養護教諭（菊池、湯本）支援教育コーディネーター（湯本）、
スクールカウンセラー（鶴岡）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（田中校長、松本）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（松本）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（保健生徒部）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（松本）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（学務部）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（保健生徒部）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（松本）
1年・・・・・・・・（大谷 蜷川） 2年・・・・・・・・（木下 松本）
3年・・・・・・・・（濱野 落合） 4年・・・・・・・・（田丸 山崎）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（菊池 湯本）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（菊池 湯本）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（木口）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（田中校長）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（松本）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（松本）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・情報モラル教室実施(1・3年生) ・生徒、担任による2者面談の実施 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→生徒、保護者、担任による三者面談等)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・1学期の反省と2学期に向けての取り組みの確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施 ・冬休み期間中の対応確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価への検討
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組 (学年・分掌の年間反省を作成し、対応策を図る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・春休み期間中の対応確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーションの実施
全校集会等で、生徒会役員から全校生徒に向け、他者を思いやり、お互いを認め合いながら安心した学校生活が送れるように呼びかけを行う。また新入生歓迎会では、新入生と在校生の相互理解を深める。
- ・他学年との交流
学年・学級にとらわれず交流を推進し、学校における日常生活の相互の見守りや気付きを持てるようにする。

[交流活動の活性化]

- ・授業や部活動等での交流
異学年との交流と自律性、不屈の精神の育成に努める。

[啓発活動]

- ・情報モラル教室の実施
警察署職員から、スマートホンや携帯電話・インターネット等における、マナーやサイバー犯罪の種類・予防対策・対処法を学び、活用する。

教職員による取組

○生徒の小さな変化を見逃さず、気付いた情報を確実に共有し、それに基づき速やかに対応する。

- ・学校生活アンケートを定期的に行う。
- ・校内巡回及び登下校指導等を常に行う。
- ・職員会議及び学年会議において、生徒情報を報告・共有する。
- ・生徒個人面談や保護者面談を有効利用して、情報収集に役立てる。
- ・全日制・付属中学校と連絡を取り合いながら対応する。

保護者・地域等との取組

- ・学校新聞等での呼びかけ。
- ・学校教育推進会議における情報交換。
- ・学校警察連絡協議会における情報交換。